



### 従業者証明書

従業者証明番号 110401

従業者氏名 石井 貴士 (昭和62年12月9日生)  
業務従事する 株式会社シテイートータルプラン  
事務所の名称 東京都練馬区東大泉  
及び所在地 1丁目37番14号

この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。

明書有効期間 令和1年5月1日から  
令和6年4月30日まで

免許番号 国土交通大臣(7)第68214号  
東京都知事

商号又は名称 株式会社シテイートータルプラン  
東京都練馬区東大泉1丁目37番14号  
代表取締役 井口 雅弘

(平成28年4月撮影)

主たる事務所の所在地  
代表者氏名



### 宅地建物取引士証

氏名 石井 貴士  
(昭和62年12月9日生)

住所 東京都西東京市北町2-2-21  
デイトコート203

登録番号 (東京) 第245619号

登録年月日 平成29年2月22日

平成34年2月28日まで有効

東京都知事 小池 百合子

交付年月日 平成29年3月1日

発行番号 第161314564号



備考

宅地建物取引業法抜すい

- 第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
- 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

注意事項

- 1 取引の関係者から請求があったとき、又は重要事項説明のときは、本証を提示すること。
- 2 登録が削除されたとき、又は本証が失効したときは、速やかに本証を返納すること。
- 3 事務禁止の処分を受けたときは、速やかに本証を提出すること。
- 4 本証は他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 5 本証を更新する場合は、交付申請前6月以内に行われる都道府県知事が指定する講習を受講すること。